**小諸市UIJターン就業・創業移住支援事業交付金**

＜交付金額＞

　単身： 　60万円

　2人以上の世帯：　　　　　　　　100万円

　18歳未満の子ども一人につき： 　100万円

＜補助金の交付申請を出来る方＞

〇移住する前に住んでいた場所の条件

　□直前10年間の内5年以上東京圏[[1]](#footnote-1)、愛知県、大阪府に在住していた。

　□東京圏、愛知県、大阪府に在住していて、就労していた期間が５年以上である。

　□移住直前１年３ヶ月の内、連続して１年以上は東京圏、愛知県、大阪府に在住していた。

　□上記期間の内、東京圏、愛知県、大阪府にて在住していた１年以上は就労していた。

　□住民票を移した日の直前の無職期間は３ヶ月未満である。

　※就労期間はテレワーク移住の個人事業主を除き、雇用保険に加入した雇用契約に限る。

〇小諸での業務する仕事の条件

　→別表を参照

〇その他注意事項

　□申請日は転入日から１年以内である。

　□申請日は移住した日から３ヶ月以上経っている。

　□年度内の申請期限内である（令和７年度の場合：令和８年１月９日）

　□移住元と移住先において同一世帯である。（世帯が分かれていない）

　□世帯人も転入日から1年以内である。

　□就業開始日から３ヶ月以降の申請である。（転職の場合のみ）

　□継続して５年以上小諸で居住する意志がある。

〇返還請求について

　移住補助金を受けたにも拘わらず、５年以内に小諸市から転出する場合や申請書に記載した職を辞する場合は原則補助金の返還請求の対象となります。

　＜全額請求＞

　・不正に補助金を受け取った場合（偽りの申請等）

　・移住してから３年以内に職を辞した場合（※）

・移住してから３年以内に市外に転出した

＜半額請求＞

　・移住してから３年以上５年未満の間に職を辞した場合（※）

　・移住してから３年以上５年未満に市外に転出した。

（※）：テレワーカーの場合は対象になりません。

〇申請書類

　→別表を参照

◎申請の流れ

＜申請者＞

①移住後３ヶ月経過後、書類をまとめ申請する。

③（交付の場合）

同封されてくる請求書に記載し、決定通知書と共に提出する

⑤補助金が振り込まれる。

＜行政＞

②市・県・国でそれぞれ審査され、交付・不交付が決定される

④提出された請求書を元に、振込み作業を行う。



1. 東京圏…南関東のこと（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県） [↑](#footnote-ref-1)